

令和7年度補正予算

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち
「スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業」
(農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援)

第3次公募説明会資料

令和8年3月24日、27日
農産局 農産政策部 技術普及課
サービスユニット

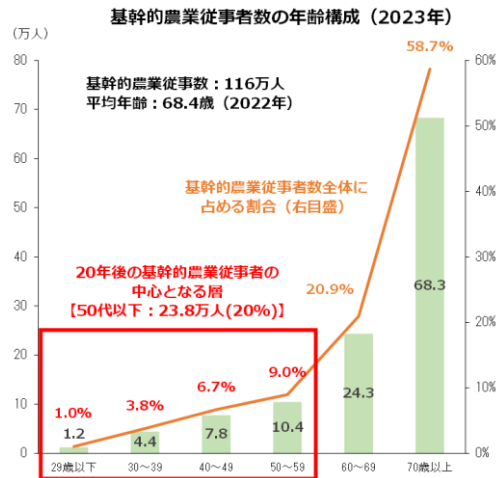
本資料の目次

1	事業共通	3
	(1) 事業の背景	
	(2) 農業支援サービス事業とは	
	(3) 事業の全体像	
2	農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援	10
	(1) 事業の概要	
	(2) 事業の活用イメージ	
	(3) 留意事項	
	(4) よくある質問	
3	その他	33
	(1) スケジュール	
	(2) 申請スキーム	
	(3) 審査基準	
	(4) よくある不備	

農業の持続的な発展に資する生産性向上に向けた施策の強化 (スマート農業と農業支援サービス事業の活用促進)

背景

人口減少に伴い、基幹的農業従事者は、今後20年間で現在の約1/4 (116万人→30万人) にまで減少することが見込まれ、国産農産物の供給量を維持することが困難となるおそれ



食料・農業・農村基本法

【基本理念】

第5条 (抜粋)

農業については、その有する食料その他の農産物の供給機能等の重要性に鑑み、人口の減少に伴う農業者の減少等農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が発揮されるよう、農業の生産性の向上等が図られることにより、持続的な発展が図られなければならない。

【基本的施策】

第30条

国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、省力化等に資する新品種の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

第37条

国は、農業者の経営の発展及び農業の生産性の向上に資するため、農作業の受託、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

生産性向上に向けた施策

スマート農業技術を核とした生産方式等の転換支援

一体的な推進を通じた効果の増進

農業支援サービス事業の活用による営農支援

※スマート農業技術活用促進法の活用と併せて推進

農業支援サービス事業とは

本事業において、農業支援サービス事業は、農業者に対し対価を得て提供するサービスであって、次のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいいます。

なお、当該サービスを提供する事業者のことを農業支援サービス事業者といいます。

いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除きます。

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約（農業者との直接契約を原則とする。）の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	一つ又は一式の農業機械・器具につき複数の農業者に提供するものを原則とする。
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

①スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

○スマート農業技術と産地の橋渡し支援 スマート農業技術の改良

②農業支援サービスの育成加速化支援

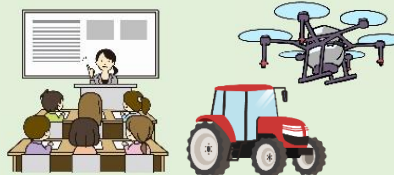
サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円】

○農業支援サービスの育成加速化支援 (ソフト・セミハード・ハード)

・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援 (ソフト・セミハード)

・食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備を支援 (ハード)



(例)
一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備



③農業支援サービスの土台づくり支援

サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。

○農業支援サービスの土台づくり支援 「標準サービス」の策定等

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

①スマート技術体系転換加速化支援

スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換等を行う産地の取組を支援します。

○スマート技術体系転換加速化支援



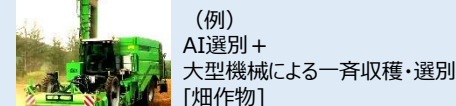
(例)
自動操舵システム＋直播栽培による作期分散 [水稲]



(例)
自動追従システム＋省力樹形・園地整備による栽培管理の効率化 [果樹・茶]

②全国推進事業

スマート農業技術を活用した先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

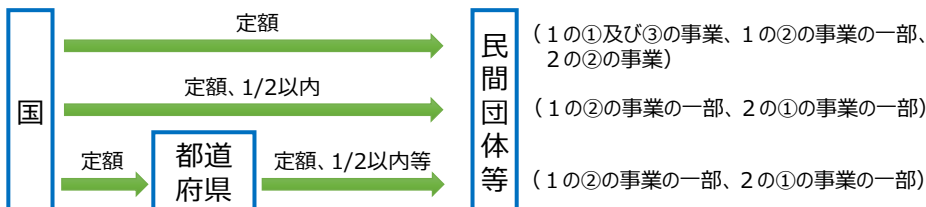


(例)
AI選別＋大型機械による一斉収穫・選別 [畑作物]



(例)
高温障害の影響を低減する生育予測システム＋機械による一斉収穫 [露地野菜]

<事業の流れ>



○全国推進事業 先進的な取組の横展開

【お問い合わせ先】農産局技術普及課 (03-6744-21075)

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造**への転換に向けて、**スマート農業技術の現場導入**と、これを支える**農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等**の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等に**カスタマイズ**するための改良を支援します。
 【補助上限額：500万円】

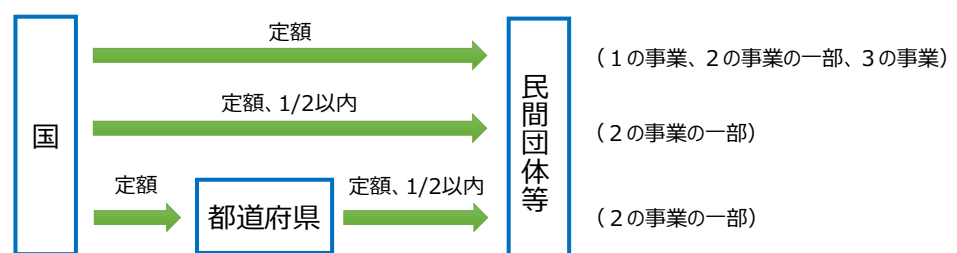
2. 農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けた**ニーズ調査**、**サービス提供の試行・改良**、サービスの提供に必要な**スマート農業機械等**の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な**施設整備**等を一体的に支援します。
 【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円
 (ニーズ調査等)1,500万円、3,000万円、(施設整備)3億円】

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

- ①サービスの**標準的な作業工程**や**作業精度**等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。 【補助上限額：7,000万円】
- ②サービス事業への新規参入を促すための**スタートアップセミナー**の開催等を支援します。 【補助上限額：5,000万円】

<事業の流れ>

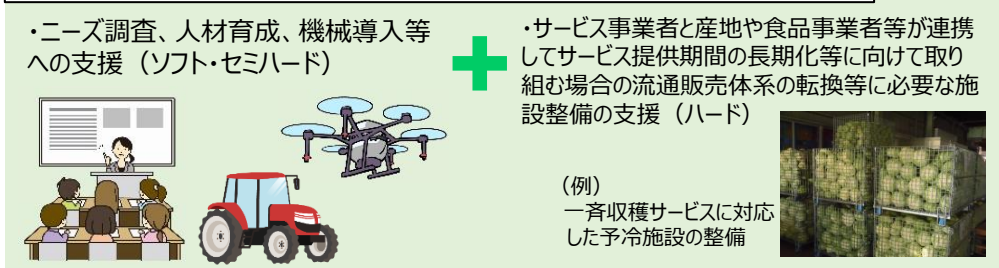


<事業イメージ>

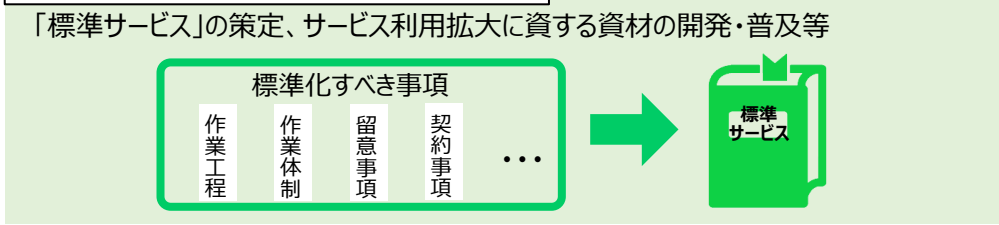
1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援



2. 農業支援サービスの育成加速化支援 (ソフト・セミハード・ハード)



3. 農業支援サービスの土台づくり支援



「農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系 転換支援」について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等**の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

- (2) 農業支援サービスの育成加速化支援 (別記2)
- ア 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援
 - ① 推進事業 (別記2-1)
国 (農政局) (直採) + 都道府県 (間接補助)
ソフト (定額)、セミハード (1/2以内)
 - ② 整備事業 (別記2-1)
国 (農政局) (直採)
ハード (1/2以内)
- イ 推進支援事業 (別記2-2) ※全国団体事業
国 (本省) (直採)
ソフト (定額)

2. 農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けた**①ニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入②サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等**を一体的に支援します。

【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円
(ニーズ調査等)1,500万円、3,000万円、(施設整備)3億円】

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

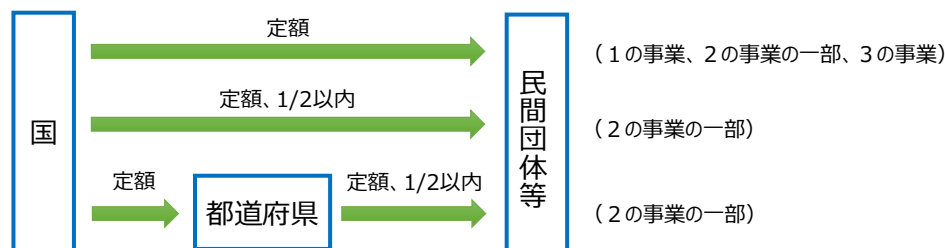
- ① サービスの**標準的な作業工程や作業精度等**を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。
【補助上限額：7,000万円】
- ② サービス事業への新規参入を促すための**スタートアップセミナーの開催等**を支援します。
【補助上限額：5,000万円】

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

「標準サービス」の策定、サービス利用拡大に資する資材の開発・普及等



<事業の流れ>



農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(別記2-1)と 推進支援事業(別記2-2)の関係スキーム

農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(別記2-1)の申請書類等の確認や相談対応等を、推進支援事業(別記2-2)の事業実施主体である書類等確認機関が行います。

○スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業の構成

- 1 スマート農業技術と産地の橋渡し支援
- 2 農業支援サービスの育成加速化支援
 - ア 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(別記2-1)
 - イ 推進支援事業(別記2-2)
- 3 農業支援サービスの土台づくり支援

○別記2-2の事業内容

書類等確認機関

(一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会)

- (1) 別記2-1の申請書類の確認(※1)
- (2) 申請に係る相談窓口の設置及び相談対応
- (3) (1)及び(2)の実施を踏まえた立上げ等事業の円滑な事業推進に資する成果物の取りまとめ
- (4) その他必要と認められる取組

申請書類の事前確認
(※1)



申請に係る相談対応



○別記2-1の申請スキーム

農林水産省(地方農政局等)
又は都道府県(※2)

・別記2-1の事業実施主体を公募等で募集

書類等確認機関の確認を受けた申請書類を申請窓口へ提出(※2)

別記2-1へ応募申請しようとする者
(サービス事業者等)

- サービス事業の新規参入又は事業拡大に向けた以下の取組に係る事業実施計画等を作成
- ① ニーズ調査、サービス事業の企画・検討のため試行・改良等(ソフト)
 - ② サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入(セミハード)
 - ③ ①と一体的な取組として、食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要施設整備(ハード)(ソフトの実施が必須)

(※1) 書類等確認機関が、別記2-1の申請書の確認依頼を受け付ける期限(締切日)は、国の公募や都道府県の募集期限(締切日)より一定期間前となりますのでご注意ください(詳細はp39、40)

(※2) 都道府県によって、書類等確認機関による申請書の事前確認を必要としない場合や、確認依頼の方法が異なる場合がありますので、都道府県にご確認ください(なお、国の公募では、書類等確認機関による申請書の事前確認を必須としています)

(別記2-1)

農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援

1 事業内容

(1) サービス事業者の育成・活動の促進等の加速化を図るため、サービス事業者の新規参入又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス事業の企画・検討のための試行・改良、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入、食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援する。

2 事業メニュー、補助率等

(1) 推進事業 (ソフト+セミハード)

- ① 立上げ・事業拡大の取組 (ソフト) : 定額 (上限最大3,000万円※1)
- ② スマート農業機械等の導入 (セミハード) : 1/2以内 (上限最大5,000万円※1)
(導入又はリース導入、中古農機も可 (耐用年数残存2年以上))

(2) 整備事業 (ハード) ※2 : 1/2以内 (上限30,000万円)

(ア) 実需者との連携による取組、又は (イ) 複数産地間との連携による取組に必要な次の施設の整備

- ①育苗施設、②乾燥調製施設、③穀類乾燥調製貯蔵施設、④農産物処理加工施設、⑤集出荷貯蔵施設、⑥産地管理施設、⑦生産技術高度化施設、⑧種子種苗関連施設、⑨格納庫※3

(※1 サービス事業の提供範囲等により上限額が異なります (p12~13参照))

(※2 推進事業①に取組むことが必須となります)

(※3 推進事業②にて導入したスマート農業機械等に必要なものに限りです)

実需者ニーズに合わせて、機械で一斉収穫ができるよう畝間を広げ、品種を変えたら、スマート農業機械が良く機能したよ。これなら、農業が続けられるね

作期の異なる品種の導入で長期稼働できるから持続的にサービス提供ができる!

サービスを利用することで労働生産性が上がった! これからも続けられそう!

A産地 × B産地

実需者との連携による取組イメージ

複数産地間との連携による取組イメージ

3 事業実施主体※1

- (1) サービス事業者※2
- (2) 実需者※2
- (3) 農業者 (農業者の組織する団体を含む。) ※3
- (4) 地方公共団体
- (5) 民間団体

(※1 事業実施主体は (1)、又は (1) が (2) から (5) までのいずれかと連携してサービス事業の長期化等に取り組む場合は共同申請も可能です)

(※2 2の(2)の(ア)に取り組む場合(1)と(2)は必ず一体で取り組むものとします((1)と(2)の役割を兼ねる場合1者のみでも可能です))

(※3 本事業のサービス事業者が提供するサービスを利用する者であるものとします)

4 主な実施要件

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組に基づくサービス事業の提供面積を拡大すること
- (2) 整備事業に取り組む場合は、推進事業に必ず取り組むこととし、費用対効果指針により費用対効果分析を行うこと 等

5 成果目標及び目標年度

- (1) 成果目標: 事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標
- (2) 目標年度: 事業実施年度の翌々年度

6 主な審査基準 (加点要素)

- ・計画内容の実効性
- ・サービス提供面積の拡大量
- ・サービス事業体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定を受けた「生産方式革新実施計画」に促進事業者として位置付けられている場合等にポイント加算

7 事業執行の流れ

<事業の流れ>

地方農政局等

定額、1/2以内

事業実施主体
(都道府県を含む)

(別記2-1) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち

①-1 推進事業のうち立上げ・事業拡大の取組

公募対象

区分け	都道府県域内で推進事業のみを実施する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の都道府県で推進事業のみを実施する場合 ・整備事業の実施がある場合
申請先	都道府県知事	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長
事業実施主体	農業支援サービス事業者 等(ほか、共同申請も可能(サービス事業の提供期間等の拡大のために連携して取り組む場合に限る。))	
申請先別の詳細	おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者(北海道内で取り組むサービス事業者にあつては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業者)	原則、複数の都道府県にわたるサービス事業を提供するサービス事業者(北海道内で取り組むサービス事業者にあつては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業者)
支援内容	<p>サービス事業者がサービス事業を新規に立上げようとする際、又は既存のサービス事業を拡大しようとする際に必要な以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査に要する経費 ・サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集・分析等の実施に要する経費 ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費 ・サービスの普及に資するデモ実演、情報発信等の実施に要する経費 ・サービス事業の提供期間等の拡大に資する産地の生産方式の転換及びこれに関連する流通販売体系の転換に関する技術実証等の実施に要する経費 ・本事業の実施に係る関係者による検討会の実施に要する経費 	
成果目標	事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標	
補助率、補助上限(1事業実施主体当たり)	<p>補助率:定額 補助上限:</p> <p>(ア)(イ)以外の場合:1,500万円 (イ)事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられ、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と一致する場合:3,000万円</p> <p>※別途、都道府県推進事務費(定額(都道府県内の事業実施主体の国庫補助金合計額の10%以内))</p>	<p>補助率:定額 補助上限:1事業実施主体当たり3,000万円</p>
補助対象経費	サービス事業を企画・運営する専門人材の育成のための研修受講費/サービス事業の検討等に必要な機械の改修等に係る人件費や原材料費/説明会やデモ実演会に係る会場借料や設営費/サービス事業の普及のための情報発信費/本事業の取組に直接必要な旅費 等	
加算ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体のサービス事業者がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合 ・サービス提供地域において策定された将来像が明確化された地域計画に事業実施主体がサービス事業者として位置付けられている場合 ・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合 等 	

(別記2-1) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち

①-2 推進事業のうちスマート農業機械等の導入

公募対象

区分け	都道府県域内で推進事業のみを実施する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の都道府県で推進事業のみを実施する場合 ・整備事業の実施がある場合
申請先	都道府県知事	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長
事業実施主体	農業支援サービス事業者	
申請先別の詳細	おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者(北海道内で取り組むサービス事業者にあつては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業者)	原則、複数の都道府県にわたるサービス事業を提供するサービス事業者(北海道内で取り組むサービス事業者にあつては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業者)
支援内容	農業支援サービス事業者に対し、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入に係る経費を支援	
成果目標	①-1と同(事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標)	
補助率、補助上限(1事業実施主体当たり)	補助率:1/2以内 補助上限: (ア)(イ)及び(ウ)以外の場合:1,500万円 (イ)スマート農業機械を導入する場合:3,000万円 (ウ)事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられ、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と一致する場合:5,000万円 ※別途、都道府県推進事務費(定額(都道府県内の事業実施主体の国庫補助金合計額の10%以内))	補助率:1/2以内 補助上限:5,000万円
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費(中古農機は耐用年数残存2年以上) ・上記で導入したスマート農業機械等の運搬のために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費 	
加算ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が導入する農業機械等が以下のスマート農業機械に当てはまる場合 自動操舵農機(後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く)/電動草刈機(自立走行式又はリモコンのもの)/食味・収量センサ付コンバイン/収穫ロボット(カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット)/可変施肥機(ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等)/センシングドローン/申請時点においてスマート農業技術活用促進法に基づき認定されている生産方式革新実施計画におけるスマート農業機械に合致するもの ・事業実施主体のサービス事業者がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合 ・サービス提供地域において策定された将来像が明確化された地域計画に事業実施主体であるサービス事業者が位置付けられている場合 ・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合 等 	

(別記2-1) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち

公募対象

②整備事業（流通販売体系転換支援） ※①-1の推進事業の実施が必須

対象の取組区分	ア 実需者との連携による取組	イ 複数産地間との連携による取組
申請先	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長	
事業実施主体	推進事業(①-1)の事業実施主体 (推進事業(①-1)において、農業支援サービス事業者及び食品事業者等の実需者の一体的な実施(共同申請)が必須) ※サービス事業者又は実需者が双方の役割を兼ねることができる場合1者のみでも可	推進事業(①-1)の事業実施主体
支援内容	サービス事業者と食品事業者等の実需者とが連携して、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要となる施設の整備	サービス事業者と複数の産地間とが連携して、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要となる施設の整備
成果目標	①-1と同（事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標）	
主な要件	費用対効果分析指針により費用対効果分析を実施し、整備する施設等によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 推進事業に必ず取り組むこととし、推進事業においてサービス事業者と食品事業者等の実需者とが連携して、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組を行うこと。	費用対効果分析指針により費用対効果分析を実施し、整備する施設等によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 推進事業に必ず取り組むこととし、推進事業においてサービス事業者と複数の産地間とが連携して、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を行うこと。
補助率、補助上限	補助率:1/2以内 補助上限:3億円	
補助対象施設	育苗施設/乾燥調製施設/穀類乾燥調製貯蔵施設/農産物処理加工施設/集出荷貯蔵施設/産地管理施設/生産技術高度化施設/種子育苗生産関連施設	育苗施設/乾燥調製施設/穀類乾燥調製貯蔵施設/農産物処理加工施設/集出荷貯蔵施設/産地管理施設/生産技術高度化施設/種子育苗生産関連施設/格納庫(推進事業(①-2)で導入したスマート農業機械等を収容する又はそのメンテナンスを行うために必要なものに限る。)
主な補助対象基準	<ul style="list-style-type: none"> サービス事業者と食品事業者等の実需者又は複数の産地間との連携体制のもと、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組、又は、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に直接必要となるものに限る。 施設の能力・規模は、本事業で設定する成果目標(サービス事業を活用する農地面積の拡大)から、必要な能力・規模を適切に算出すること。 	

(別記2-1)事業の支援内容について

支援内容

本事業は、サービス事業者の**立上げ**や**事業拡大**に向けた「**推進事業**」と、**推進事業と一体的な取組**としてサービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要となる施設の「**整備事業**」により、それぞれ以下の経費を支援します。

- ① ニーズ調査やサービス提供の試行・改良等の経費（ソフト事業）
（**推進事業のうち立上げ・事業拡大の取組**）
補助上限：3,000万円（※）、定額（1事業実施主体当たり）
- ② サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入経費（セミハード事業）
（**推進事業のうちスマート農業機械等の導入**）（リース導入、中古農機（残存2年以上）も可）
補助上限：5,000万円（※）、補助率1/2以内（1事業実施主体当たり）
- ③ ①と一体的に行うサービス事業の事業性向上に資する施設整備の経費（ハード事業）
（**整備事業**）
補助上限：3億円、補助率1/2以内（1事業実施主体当たり）

※推進事業（①及び②）の補助上限額について

- ・ この補助上限額は国による公募の対象の場合の額です。
- ・ 国による公募の対象は、（1）複数の都道府県で推進事業のみを実施する場合、又は（2）整備事業の実施がある場合、のいずれかです。
- ・ 都道府県域内で推進事業のみを実施する場合は、国による公募の対象ではなく、都道府県が別途募集を行います。この場合の補助上限額は①のソフト経費は1,500万円（又は3,000万円（条件*1））、②の機械導入経費は1,500万円（又は3,000万円（条件*2））、5,000万円（条件*1）です。
（条件*1）：事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者¹に位置付けられ、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と一致する場合
（条件*2）：スマート農業機械を導入する場合

(別記2-1)事業の活用イメージ(推進事業(ソフト事業))



事業の活用イメージ(ソフト事業)

例1：専門作業受注型

ドローンによる播種・防除・肥料散布、農薬散布ロボットによる防除を行う事業者における、**デモ実演に必要な職員の旅費、技術実証のためのほ場の借上費、事業量の拡大に対応するために新たに必要の人材のドローン操作研修の受講料やサービス事業に新たに従事する社員の人材育成に要する人件費**(人件費については次ページも参照)等

例2：機械設備供給型

農業用ドローンの貸し出しを行う事業者における、**産地への周知活動に必要な情報発信費や旅費等**

例3：人材供給型

作業者の派遣を行う事業者における、**派遣作業員の農作業に係る研修受講費**や、派遣先となる可能性のある産地における人員の**需要時期・需要量、作業内容等の事前調査に係る旅費等**

例4：データ分析型

病虫害予測システムや収穫予測システム等を提供する事業者における、**個別産地や品目に適応するためのシステム改修に係る委託費**(他社に委託する場合)や役務費(委託費にあたらぬ軽微なもの)、**現地調査に要する旅費等**

(別記2-1) 推進事業(ソフト事業)の補助対象経費となる人件費

補助対象経費となる人件費について

本事業はサービス事業体の新規事業立上げ又は事業拡大当初のビジネス確立に向けた取組を支援することを目的とし、補助対象経費のうち人件費については、実施要領により、「本事業で取り組む機械等の改修、データ収集・分析等、デモ実演、技術実証及びサービス事業の専門人材の育成のための研修の実施に係るものに限る」と規定しており、サービスの提供に対して対価を得る行為(サービス事業そのもの)に係る人件費は補助対象経費となっておりません。

申請の際、事業計画に人件費を計上しようとする場合は、上記の補助対象経費に該当する人件費であるか精査の上、補助対象経費以外の人件費が計上されないようご確認ください。
(一方で、実際の業務を行いながら技術を習得する研修(いわゆるOJT(On-the-Job Training)方式により、例えば、作業員1名分に相当する作業受託料を対価として得つつ、熟練者1名が作業員の指導を行う場合、対価を得る作業員1名の人件費は補助対象外ですが、対価を得ずに指導を行う熟練者1名の人件費は補助対象となります。)

なお、人件費の積算は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとされているため、当該通知に基づいて算定するようご注意ください。

また、人件費の積算に当たっては、補助対象となる行為に係る従事時間と、他の補助事業等及び自主事業等の従事時間と重複することが出来ないことに留意し、補助対象の行為だけに従事するもののみ計上してください。

(別記2-1) 推進事業(ソフト事業)の対象となる取組とサービス事業の関係

事業対象のイメージ (ソフト事業)

ソフト事業の対象となる経費は、サービス事業の実施そのものに係る経費ではありません。
サービス事業実施の前段階の、新規のサービス事業の企画・検討に係る取組(例: ニーズ調査、データ収集・分析)やサービス事業の拡大に必要な掛かり増しの取組(例: 専門人材の育成、デモ実演、情報発信等)が補助対象になります。

(対象外)

- ・既存のサービス事業の実施
- ・開発中の技術に係る取組

(推進事業(ソフト事業)の対象)

- ・新規のサービス事業の企画・検討に係る取組
- ・サービス事業の拡大に必要な掛かり増しの取組

(対象外)

サービス事業の実施

(取組例)

- ・既存で実施しているサービス事業に係る取組
- ・市販化前など農業現場に導入されていない製品やサービス等の開発、実証等

(取組例)

- ・サービスの試験実施によるデータ収集・分析
- ・既存のサービス事業の実施地域とは異なる地域におけるニーズ調査
- ・サービス拡大に必要な専門人材の育成
- ・サービス事業のデモ実演の実施 等

(取組例)

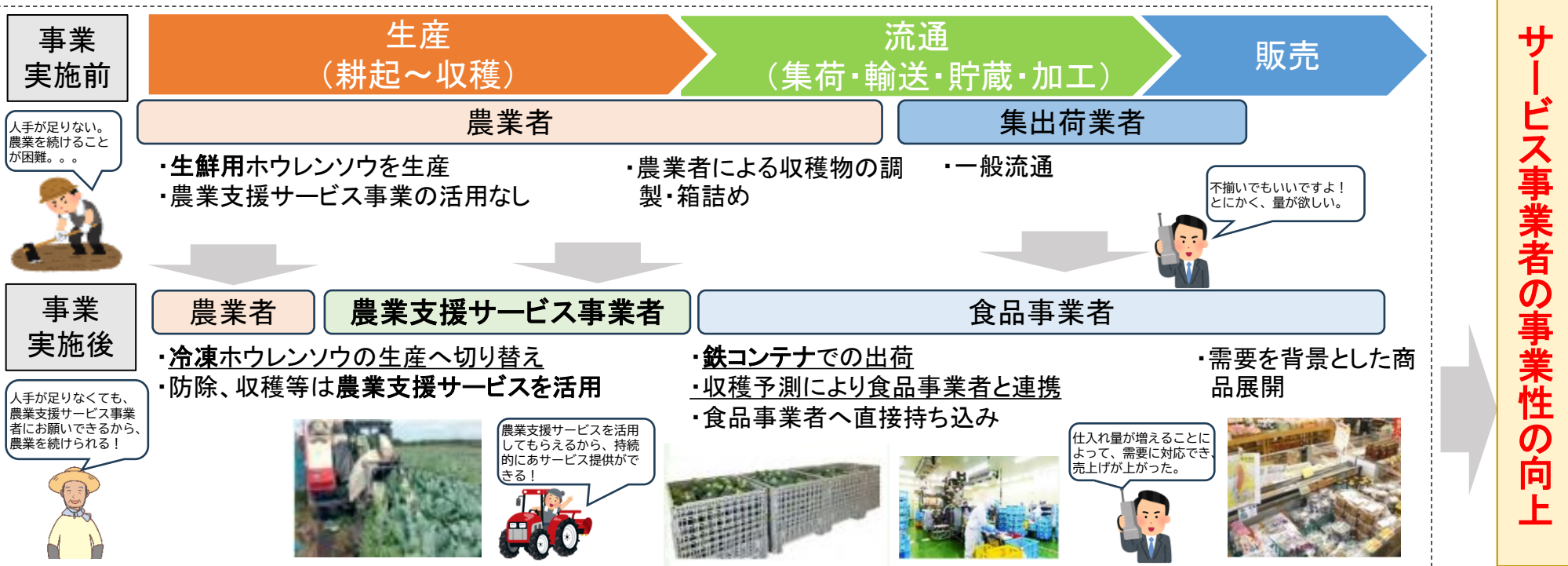
- ・新たに実施するサービス事業そのものの取組
(例: サービス事業の実施に要する人件費、旅費、資材費、燃料等)

(参考) (セミハード事業で導入したスマート農業機械等、ハード事業で整備した施設については、事業の対象となったサービス事業の実施のために適切に利用等をしていただく必要があります。)

(別記2-1) 事業の活用イメージ(整備事業(ア 実需者との連携による取組))

サービス事業者と食品事業者等の実需者とが連携して、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要となる施設の整備が可能です。(推進事業(ソフト経費)を活用した取組と一体的に取り組むことが必須となります。)

事業の活用イメージ (整備事業のうち実需者との連携による取組)



サービス事業者の事業性の向上

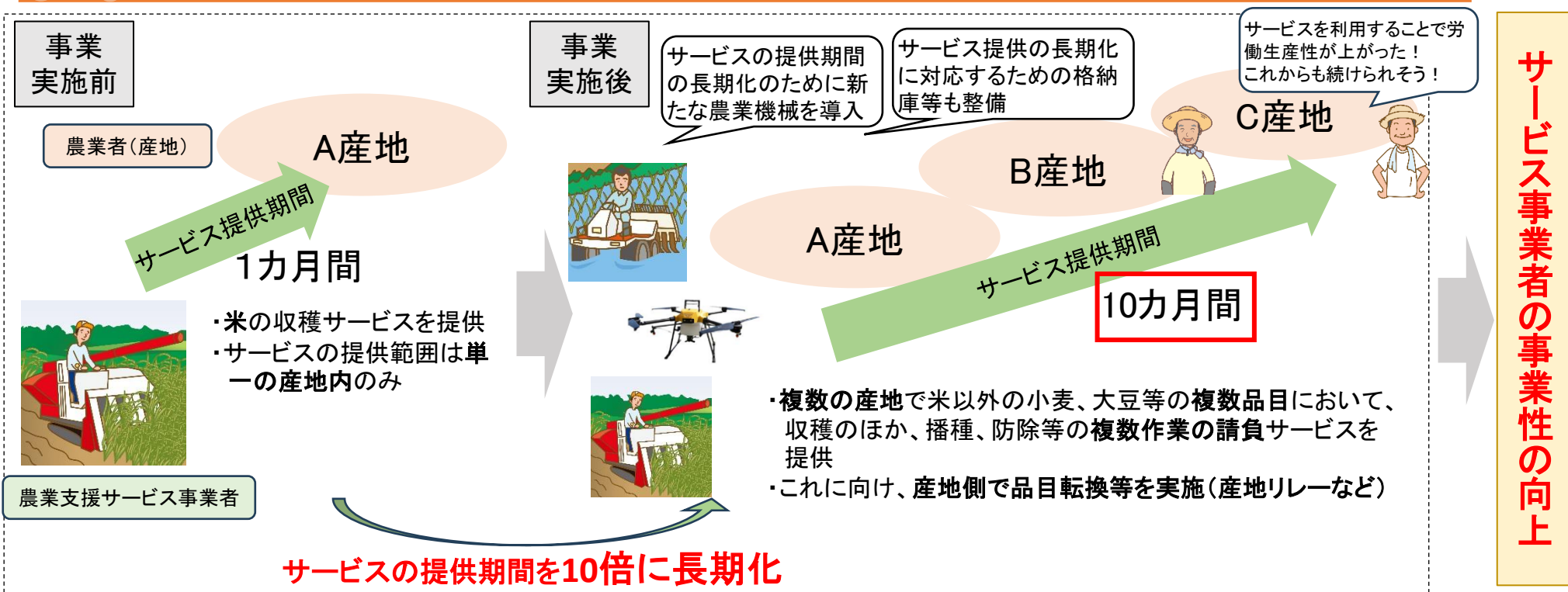
取組の例	農業者	農業支援サービス事業者	食品事業者	補助上限3.8億円 ・ソフト(定額):0.3億円 ・機械導入(1/2):0.5億円 ・施設整備(1/2):3億円
	・新品種等の試験栽培	・スマート農業機械等の導入 ・サービスのデモ実演、人材育成 ・サービス拡大にむけた営業活動	・関連施設の整備 ・流通に係る技術実証	

事例の典拠: 農林水産省「生産方式革新実施計画」
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu/attach/pdf/241001-4.pdf>
 農林水産省「我が国の食生活の現状と食育の推進について」
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/index-98.pdf>

(別記2-1)事業の活用イメージ(整備事業(イ複数産地間との連携による取組))

サービス事業者と複数の産地間とが連携して、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を、サービス事業者の提供を通じて実現しようとする場合に必要となる施設の整備が可能です。(推進事業(ソフト経費)を活用した取組と一体的に取り組むことが必須となります。)

事業の活用イメージ (整備事業のうち複数産地間との連携による取組)



<p>取組の例</p>	<p>農業者(産地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目転換に向けた栽培試験実証 	<p>農業支援サービス事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業機械等の導入 ・サービスのデモ実演、人材育成 ・サービス拡大にむけた営業活動 ・関連施設の整備 (集出荷貯蔵施設 格納庫等) 	<p>補助上限3.8億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフト(定額):0.3億円 ・機械導入(1/2):0.5億円 ・施設整備(1/2):3億円
--------------------	---	--	--

(別記2-1)事業の留意事項 1/3



農業支援サービスの対象にならないもの



●農作物の生産と直接関係ない用途

- × 農道やため池等の保守管理、遊休地の除草等、農業用施設等の保守・管理等でのサービス提供
- × 畜舎への遮熱剤の散布の代行等、畜産農業に関するサービス提供

●農業生産資材(種苗、肥料、農薬、機械)の販売

- × 単なる農業生産資材(種苗、肥料、農薬、機械)の販売

●農作物の乾燥・調製・貯蔵・加工・出荷の代行

- × ライスセンターや選果場、農作物の加工施設(食品産業事業者)の提供、乾燥・調整・加工・出荷作業の代行

※ただし、上記代行事業者が行う収穫作業の代行やデータ分析型サービス等は対象

●各種申請の代行(ドローン、Jクレジット)

- × 農薬の空中散布に係る航空局への代行申請
- × 農地へのバイオ炭の施用と併せた「Jクレジット」の申請代行(農業者個人では手続きが困難)

(別記2-1)事業の留意事項 2/3



推進事業（スマート農業機械等の導入）



農業支援サービスに必要な農業機械と一体的に導入する
専用運搬車（セーフティローダー等）も補助対象になります。

【よくある質問】

Q:専用運搬車のみの導入も対象になるか。

A:対象になりません。本事業では、サービスに必要な農業機械の**運搬を前提として一体的に導入する場合のみ対象**となります。

Q:軽トラックやワンボックスバンは対象になるか。

A:対象になりません。**圃場間の速やかな移動が困難な大型の農業機械を運搬するものを想定**しており、**軽トラックやワンボックスバンは、対象として想定しておりません**。なお、セーフティローダー以外には、セーフティローダーダンプ、積載型トラッククレーン、セルフローダー、アームロール車等も対象になります。

! 導入に当たって条件や留意事項がありますので、専用運搬車の導入申請に当たっては、**!**
実施要領をよくご確認くださいようお願いします。

(別記2-1)事業の留意事項 3/3



推進事業・整備事業の対象経費（利益等排除）

例えば、スマート農業機械等の導入の取組において
農業機械メーカーやその子会社であっても、
本事業の**事業実施主体**になることが可能です。

農業機械メーカーやその子会社が事業実施主体になる場合など、**利益等排除が必要になる場合があります。**

(1) **事業実施主体自身**で農業機械を調達する場合

事業実施主体の自社調達の場合は、**原価をもって補助対象額**とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) **100%同一の資本に属するグループ企業**や**事業実施主体の関係会社**から農業機械を調達する場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、**取引価格をもって補助対象額**とする。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

サービス事業者のサービス提供範囲別の申請先の考え方

【最初に】

推進事業では、都道府県が農業現場の実情を踏まえ、産地が必要とするサービス事業者を支援できるよう、サービス事業者のサービス提供範囲が都道府県域に留まる場合は事業の申請先を都道府県としています。

一方、サービス事業者は多様であり、その活動範囲は都道府県域に留まらず複数県にまたがるものも想定されることから、複数都道府県域へのサービスを提供するサービス事業者の場合は基本的に国において支援することとしますが、そのような事業者であっても、自県が抱える産地にとって必要なサービス事業者と判断される場合には、県で支援いただくことを妨げるものではありません。ここでは、推進事業における事業実施主体の申請先についての基本的な考え方をお示しします。

なお、整備事業の実施がある場合は、サービスの提供範囲に関わらず、推進事業・整備事業一体で国において支援します。

【申請先選択の基準】(推進事業のみを実施する場合)

事業の申請先は、サービス事業者が提供するサービスの裨益度により選択します。

具体的には、サービス事業者の所在地にかかわらず、サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が所在する都道府県への申請を基本とします。

1 サービス事業者が提供するサービス提供先(利用者又は提供面積)が都道府県域内の場合

→申請先は都道府県知事とします

例1 事務所の所在地、サービス提供地域がともにA県の場合・・・A県へ

例2 事務所の所在地はA県、サービス利用者又は提供地域の全てがB県の場合・・・B県へ

2 サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が複数都道府県にわたる場合

公募対象

→原則、申請先は国とします

例3 事務所の所在地はA県、サービス提供地域はA県とB県、サービス利用者又は提供面積がそれぞれ一定の裨益がある場合・・・国(農政局等)へ

※サービス提供地域が複数の農政局の所轄する都府県にわたる場合は事務所の所在地又はサービス提供の割合が多い農政局へ

【その他】

採択の判断を行うための資料として、事業実施計画書には、サービス事業者が提供するサービスの利用者や提供範囲がわかる資料の添付を必須としています。

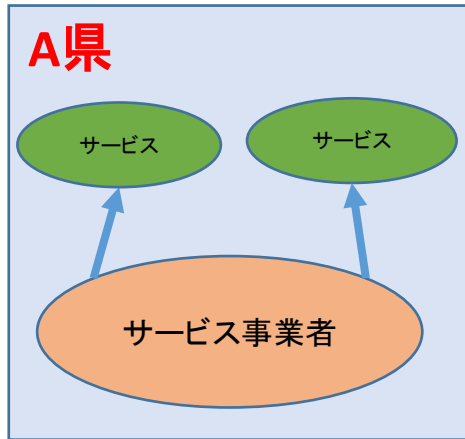
サービス事業者のサービス提供範囲による申請先のイメージ (推進事業のみを実施する場合)

- 1 サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が全て特定の県域に留まる場合
➔ 都道府県知事に申請

事例1

事務所の所在地とサービス提供地域が同一（A県の場合）

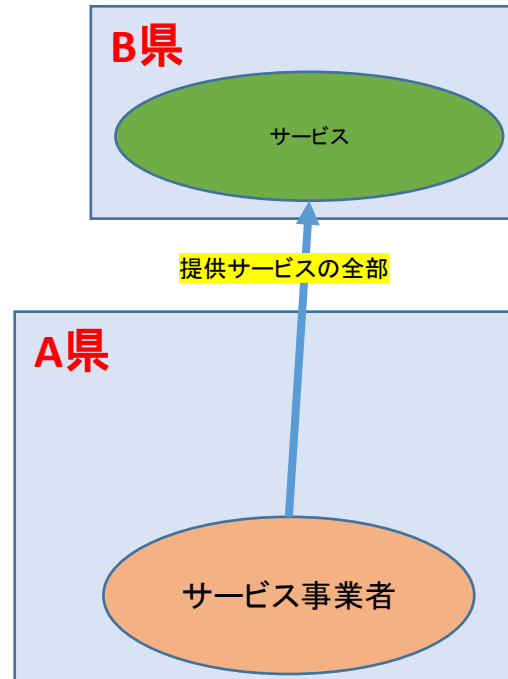
➔ A県へ申請



事例2

事務所の所在地はA県、サービス利用者又は提供面積の全てがB県の場合

➔ B県へ申請



公募対象

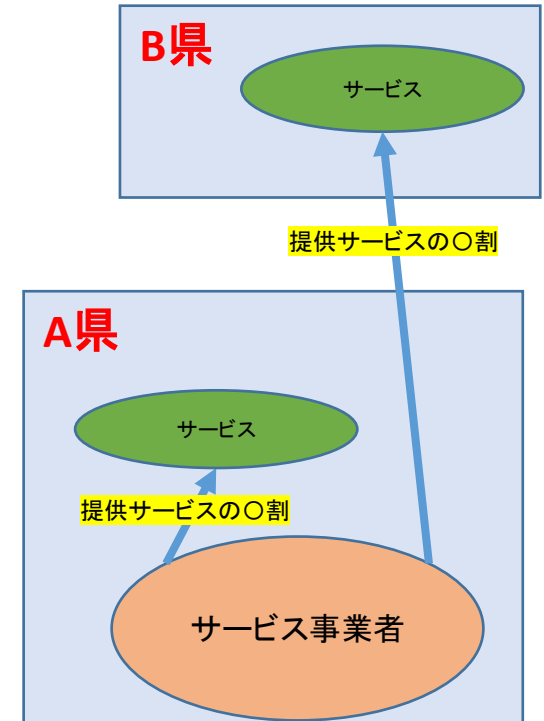
- 2 1以外の場合
(サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が複数県にわたる場合)
➔ 地方農政局長等に申請

事例3

複数県にサービスを提供している場合

➔ 国へ申請

※A県とB県が別の農政局所轄の場合は、事務所の所在地若しくはサービス利用者又は提供面積の割合が多い農政局へ



(別記2-1)

農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援

【よくある質問】

Q1：事業実施主体の「サービス事業者」はどのような者が対象になるのか。

A1：本事業の「サービス事業者」は既に農業支援サービス事業を実施している者だけでなく、本事業を活用してこれから実施しようとしている者も含み、個人事業者（事業を行う個人）、法人、JA、地方公共団体等多様な者が事業実施主体となることが可能です。

Q2：どこに申請すればよいのか。

A2：推進事業のみを都道府県域（北海道にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域）で行う場合は都道府県、推進事業のみを複数の都道府県（北海道にあっては、原則北海道内の複数の総合振興局・振興局）で行う場合、又は、推進事業と併せて整備事業を行う場合は地方農政局等が申請先となります。

Q3：ドローンのライセンスなどの取得も対象となるのか。

A3：サービス事業を企画・運営する専門人材の育成として、ドローンメーカーやドローンスクール等が実施する技能講習などの受講については「研修受講費」として対象になります。なお、個人の資格取得のための費用（資格試験の受験費用など）は補助対象となっていません。

Q4：推進事業で補助対象となる人件費はなにか。

A4：本事業で補助対象とする人件費は、本事業で取り組む機械等の改修、データ収集・分析、デモ実演、技術実証及びサービス事業の専門人材の育成のための研修等の実施に係るものに限るとしています。サービス事業の提供に対して対価を得る行為（サービス事業の実施そのもの）に係る人件費は補助対象外ですのでご注意ください。

Q5：サービス事業を行うために導入した農業機械を、自分の農地で使用してもよいのか。

A5：スマート農業機械等の導入は、農業支援サービス事業を行うために直接必要となる場合に限定しており、自分の農地に対する農作業は農業支援サービス事業に該当しないため、使用することは認められません。

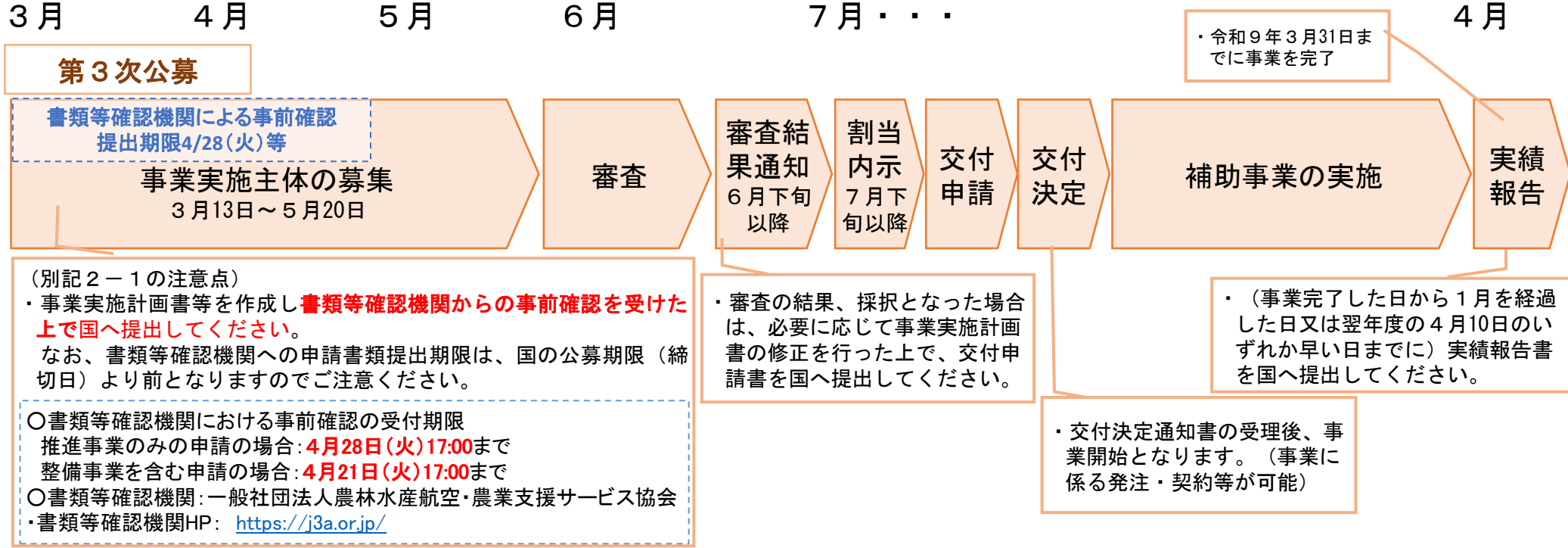
Q6：整備事業だけを実施したいのだが申請は可能か。

A6：整備事業だけの申請はできません。必ず推進事業に取り組み、推進事業と整備事業を一体で申請してください。なお、整備事業を実施する場合の申請先は地方農政局等になります。

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 R8年度 事業執行スケジュール（予定・イメージ）

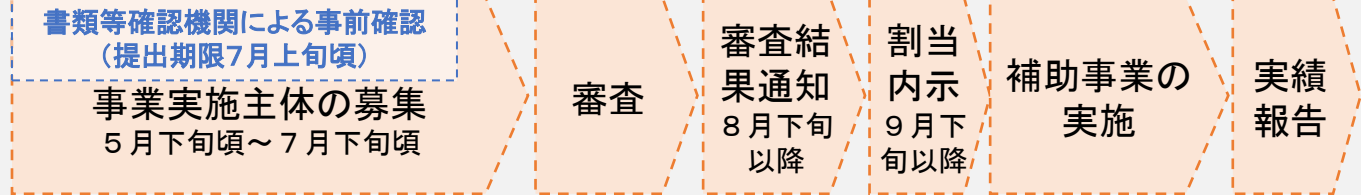
令和8年

令和9年



第4次公募（想定）

※予算の残がある場合に行います。
※今後変更があり得ます。

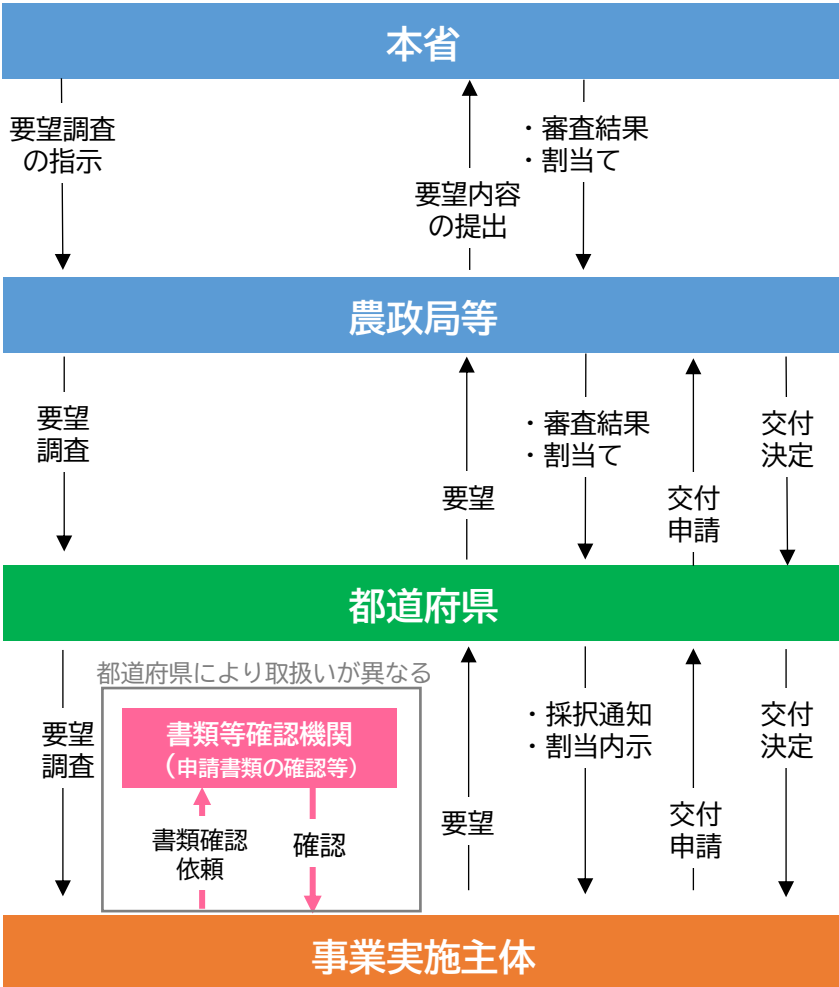


※スケジュールは**今後変更があり得ます**。また、事業メニューによりスケジュールが異なります。
※整備事業がある場合は、更に審査に**一か月程度以上を要する見込み**であり、「審査結果通知」以降の**手続が1か月程度以上ずつつ後ろ倒しになる見込み**です。
※申請先が都道府県となる場合については、都道府県により異なり、事業実施期間が上記より短くなる可能性があります。募集状況は、申請先となる都道府県へご確認ください。

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 執行の基本スキーム

間接補助事業

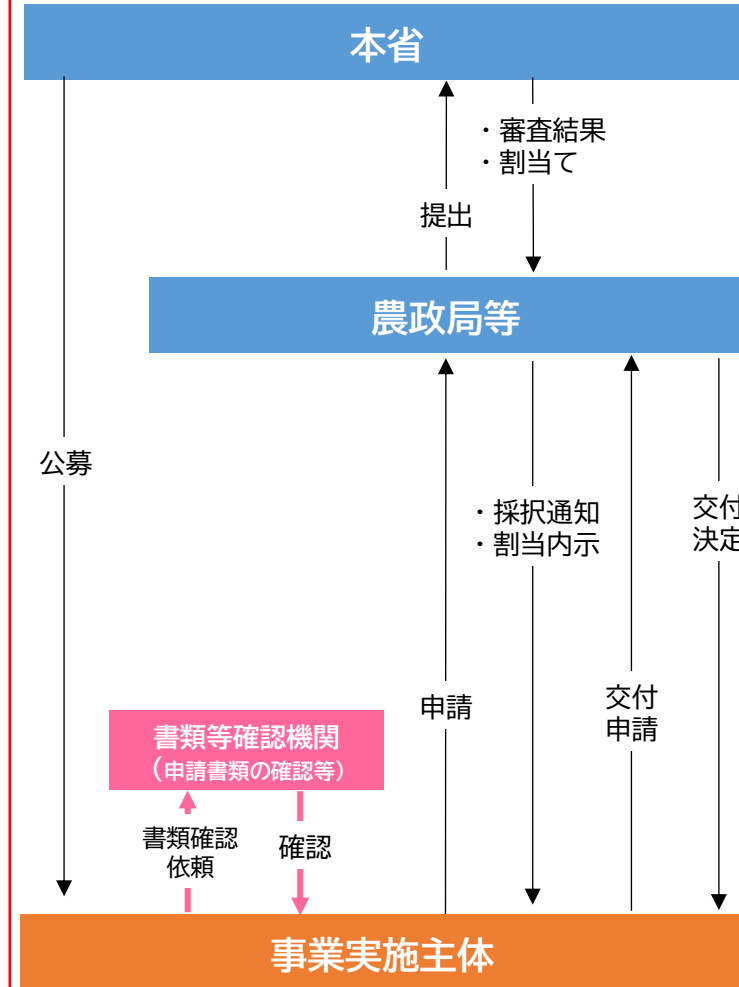
- ・別記2-1の推進事業のうち都道府県知事に申請する場合



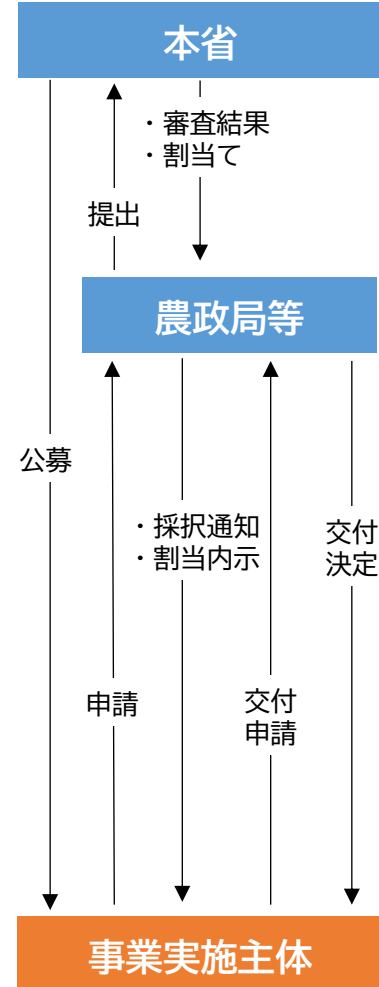
公募対象

直接採択事業

- ・別記2-1の推進事業のうち地方農政局長等に申請する場合
- ・別記2-1のうち整備事業



- ・別記1の事業



本事業の申請に係る問い合わせ先

- ☑スマート農業技術と産地の橋渡し支援
- ☑農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援

〔・複数都道府県にわたってサービスを実施する場合
・整備事業(流通販売体系転換支援)を実施する場合〕

各地方農政局等

- | | |
|---|--|
| ・北海道農政事務所 生産支援課
TEL:011-330-8807
☒:smart-hdao@maff.go.jp | ・近畿農政局 環境・技術課
TEL:075-414-9722
☒:kinki_kankyougijyutu@maff.go.jp |
| ・東北農政局 環境・技術課
TEL:022-221-6193
☒:tohoku-smart_agri@maff.go.jp | ・中国四国農政局 環境・技術課
TEL:086-224-4511
☒:seigikan.chushi@maff.go.jp |
| ・関東農政局 環境・技術課
TEL:048-740-0457
☒:kantosmano@maff.go.jp | ・九州農政局 環境・技術課
TEL:096-300-6273
☒:smart_kyushu@maff.go.jp |
| ・北陸農政局 環境・技術課
TEL:076-232-4893
☒:smart-hokuriku@maff.go.jp | ・内閣府沖縄総合事務局 生産振興課
TEL:098-866-1653
☒:sumanou.okinawa.p4s@ogb.cao.go.jp |
| ・東海農政局 環境・技術課
TEL:052-746-1313
☒:agsp_tokai@maff.go.jp | |

- ☑農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(都道府県域内でサービスを実施する場合)

都道府県



<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html>

農林水産省HP>組織別から探す>農業支援サービス(「農産局」欄内)>「支援情報」の「1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業(令和7年度補正予算)」の「問い合わせ先」をご確認ください)

- ☑農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(事業の相談・申請書類等の確認に関すること)

一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会



<https://j3a.or.jp/>

TEL:03-6272-9283
☒:sj-check@j3a.or.jp

- ☑その他の事業メニュー
- ☑事業全般に関する事項

農産局技術普及課
(サービスユニット)

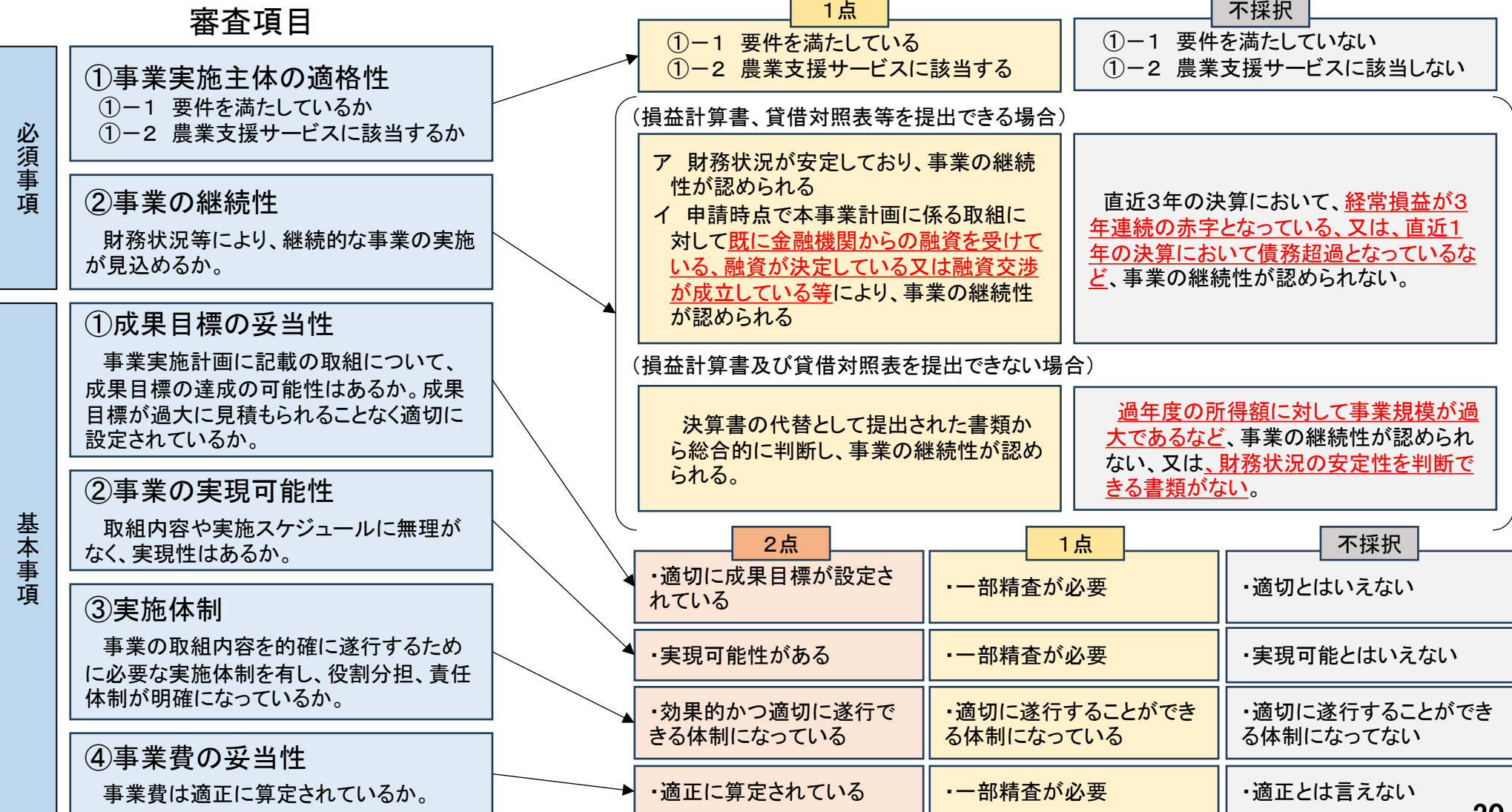
TEL:03-6744-2107
☒:nougyou_service@maff.go.jp

(参考) 審査基準について 1/3

- ・以下の審査基準に基づき、外部有識者等による審査・評価委員会で審査・採点し、予算の範囲内で評点の高いものから選定します。
 - ・審査基準は、事業共通の審査基準と各メニューごと審査基準から構成されています。
- ※以下のほか採択しない場合の記載がありますので必ず実施要領をご確認ください。

1 共通の審査項目

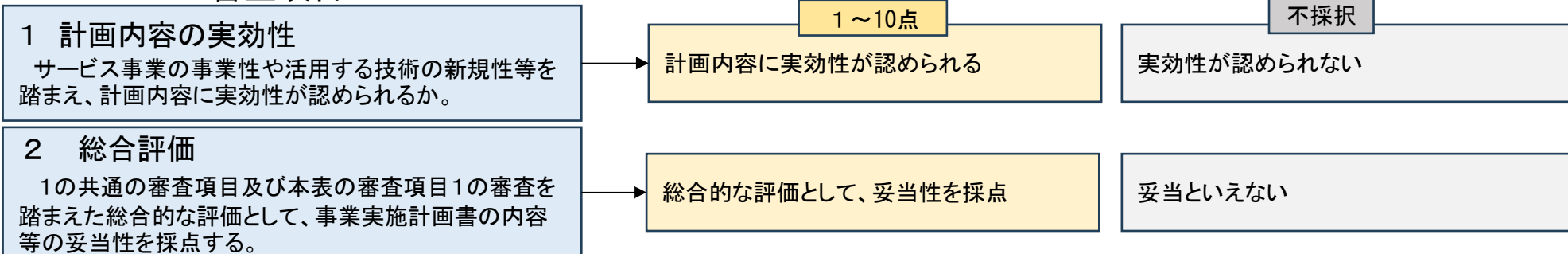
配分基準・点数配分の概要



2 各事業の審査項目 (農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援)

審査項目

配分基準・点数配分の概要



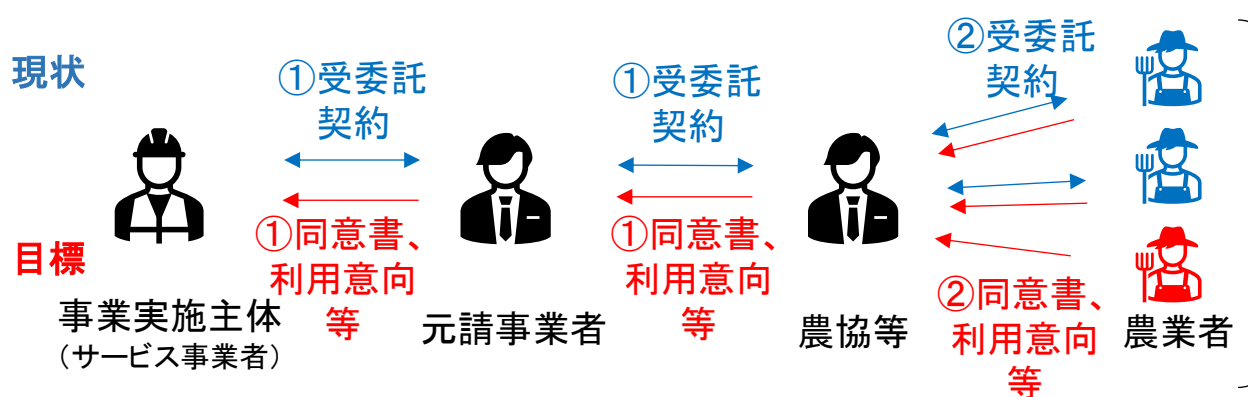
(ポイント加算)

3 農業現場への貢献度 成果目標のサービス事業の提供の拡大面積に応じた加算(0～10点)	4 新規事業への展開に係るポイント 新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業(ドローンや水稲の農業散布サービスのみ利用する場合を除く)に取り組む場合等に加算(5点)	5 サービス事業の提供期間の長期化等の取組 実需者との連携による取組の場合又は複数産地間との連携による取組の場合加算(5点)	6 スマート農業機械の導入 スマート農業機械を導入する場合加算(15点)
7 スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定 認定された標記計画の促進事業者として位置付けられている場合加算(10点)	8 農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定 事業実施主体の標記計画が認定されている場合(5点)	9 みどりの投資促進税制の対象機械の導入 導入するスマート農業機械等が標記に該当する場合(5点)	10 みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定 事業実施主体が標記計画の認定を受けている場合(5点)
11 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定 サービス事業の提供先の農業者が認定を受けている場合(5点)	12 地域計画への位置づけ 将来像が明確化された地域計画にサービス事業者として位置付けられている場合(5点)	13 中山間地域における農業支援サービスの展開 サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合(15点)	

よくある不備(成果目標等の現状値・目標値に係る根拠書類の提出関係)

- ・専門作業受注型サービスは農業者とサービス事業者が直接、受委託契約を結んでいることを原則としていますが、例えば複数の農業者の委託を農業協同組合や元請事業者などが取りまとめて契約し、別の事業者へ再委託する場合、この再委託を受ける農作業代行事業者についても、本事業の事業実施主体となり得ます。
- ・この場合、農業者と農業協同組合等との間と、農業協同組合等(元請事業者がいる場合は元請事業者を含む。)と農作業代行事業者との間のすべての段階の(再)受委託契約書等について、根拠書類(現状値の場合は契約書等、目標値の場合は同意書等)として提出していただく必要があります。

農協や元請事業者を経由して間接的にサービスを提供する場合の例



現状値の根拠の例

- ① 事業実施主体と農協・元請事業者等との受委託契約書等
- ② 農協・元請事業者等と農業者との受委託契約書等 (※)

目標値の根拠の例

- ① 事業実施主体と農協・元請事業者等との同意書等
- ② 農協・元請事業者等と農業者との同意書等 (※)

(※) 個人情報の保護等の観点で、農業者個人の氏名等の情報は伏せていただいても構いません。個別農業者の契約書等が膨大になる場合には、当該契約書等を整備・保管の上でサービス提供に係るリストを作成し、提出することも可能とします。

本事業の申請においては、成果目標及びそれに付随する計画に係る現状値及び目標値の根拠の添付を求めています(審査項目「成果目標の妥当性」の審査項目において確認)。根拠となり得る何らかの資料の添付がない場合、「不採択」と審査される可能性がありますので、ご注意ください。

別添

申請書類チェックシート_要望調査用

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 (農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援)

事業実施主体名

・申請書類の内容

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。
 ※提出する場合は「✓」、該当しないものは「-」を選択すること。

申請書類及び添付書類	添付必須	チェック
14 成果目標及びそれに付随する計画に係る現状値(事業実施前年度)の根拠(現状の受委託契約書等)		
15 成果目標及びそれに付随する計画に係る目標値の根拠(同意書等)	○	

(別記2-1参考)

よくある不備(続き)(成果目標等の現状値・目標値に係る根拠書類の提出関係)

・農協や元請事業者を經由して間接的にサービスを提供する場合の別記2-1様式第1-3号(サービス事業利用者一覧)の記載例を掲載しますので参考にしてください。

【記載例】

別記2-1様式第1-3号(第6関係)

サービス事業利用者一覧
スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの育成加速化支援
(農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援)

3 農協等を經由して間接的にサービスを提供する農業者

No.	サービスを展開する農協等名	サービス提供先の地域(市町村、集落等名)	中山間地に該当(※)	提供サービス(必ず記載すること)										整備事業で整備した施設の利用見込み	
				内容(防除、施肥、収穫等) ※加工・流通・販売に係るサービスは除く	対象作物	(A)サービスを 提供している 現状値面積		(B)成果目標年 度において サービスを提供 する面積		(B)-(A) 拡大面積		サービス利用 者数	目標年度 までの契 約書の有 無		(-の場合) 見込んだ方法
1	〇〇農業協同組合 (元請事業者: 〇〇〇)	〇〇市	-	防除	水稻	55	ha	125	ha	70	ha	35	人	○	-
2	××農業協同組合 (元請事業者: 〇〇〇)	××町	-	防除	水稻	12	ha	14	ha	2	ha	7	人	-	××農協管内の農業者(組合員)7名の同意書
3	△△農業協同組合 (元請事業者: 〇〇〇)	△△市	-	防除	水稻	0	ha	100	ha	100	ha	10	人	-	△△農協管内の農業者(組合員)10名の同意書

※サービス提供先の地域が中山間地域とこれ以外に分かれる場合は、区別して記載すること(「中山間地域における農業支援サービスの展開」のポイント加算に該当しない整理とする場合には、この限りではない。)

農業者等を取りまとめる団体・機関名を記載の上、元請け事業者がある場合は下段に括弧書きで元請事業者名を記載してください。

拡大面積は、別記2-1様式第1-2号(推進事業実施計画書)の成果目標と整合を取ってください。

目標値の根拠となり得る契約書(原則、各段階(※)の受委託契約書)を添付する場合には、「○」を選択してください。契約書以外の根拠(原則、各段階(※)の同意書、農業者の利用意向等)を添付する場合には、「-」を選択の上で、右欄に添付する資料の詳細を記載してください。

※例：農業者と農協、農協と元請事業者、元請事業者と事業実施主体 など

(参考1)参考資料の掲載場所

農林水産省HP:

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html>

農林水産省HP>組織別から探す>農業支援サービス(「農産局」欄内)

農林水産省

English > このホームページ > サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 検索

検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 農業支援サービス関係情報

農業支援サービス関係情報

【トピック】

- 書類等確認機関への確認方法について(PDF: 493KB) ※R7補正別記2-1の事業へ応募する方(令和8年3月16日更新)

◆ 支援情報 (補助金)

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 (令和7年度補正予算)

交付等要綱・実施要領等 ※氏名の記載にあたっては、旧姓(旧氏)の単記または併記が可能です。(以下全メニュー共通)

- 交付等要綱及び申請様式
 - スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱(PDF: 303KB)
 - 別記様式第1号から11号(WORD: 72KB)
- 実施要領及び申請様式
 - スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領(PDF: 8,898KB) (令和8年1月22日改正)
 - 様式第1号から3号(WORD: 39KB)
- 参考資料
 - 事業概要(別記1及び別記2-1)(令和8年1月)(PDF: 1,502KB)
 - 事業のQ&A(令和8年3月)(PDF: 684KB)
 - 補助金申請等に際して必要な書類の提出方法について(令和8年1月改正)(PDF: 178KB)

(1) スマート農業技術と産地の橋渡し支援(クリックで展開)
スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援

申請に前もって必ず
ご確認ください

本事業のQ&A

(2) 農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業者の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービス提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要施設整備等を一体的に支援

(別記2) 農業支援サービスの育成加速化支援(PDF: 222KB)

<農業支援サービスの立上げ・事業拡大・実施要領

- (別記2-1) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大(費用対効果分析指針(整備事業))
- 別紙1(費用対効果分析指針(整備事業))
- 別紙2(スマート農業機械等の導入又はリース)
- 別紙3(整備事業に関する補助対象事業等)
- 別紙4(整備事業に関する補助対象経費)

○申請様式等(推進事業(農業支援サービス))

- 事業実施計画書関係(クリックで展開)
- 事業実施状況報告書関係(クリックで展開)
- 評価報告書関係(クリックで展開)
- 概算払、実績報告関係(クリックで展開)(都道府県による間接補助の場合)
- 都道府県提出書類関係(クリックで展開)

別紙3_整備事業に関する補助対象事業等及び補助対象事業の取扱い関係(クリックで展開)

○事業実施計画書の記載例

- 1 推進事業(農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援)のみの記載例
 - 立上げ・事業拡大の取組のみ: 記載例(ソフトのみ)(EXCEL: 188KB)
 - スマート農業機械等の導入の取組のみ: 記載例(セミハードのみ)(EXCEL: 153KB)
 - 立上げ・事業拡大の取組、スマート農業機械等の導入の両方: 記載例(ソフト+セミハード)(EXCEL: 191KB)
- 2 整備事業(流通販売体系転換支援)を含む取組の記載例
整備事業を含むもの: 準備中

募集情報

<サービス事業者向け(別記1及び別記2)>

- 公募情報(別記1,2-1)(令和7年12月29日～令和8年1月7日) ※公募に係る説明会資料(令和8年1月6日)(PDF: 2,249KB)
- 第2次公募情報(別記1,2-1)(令和8年1月21日) ※公募に係る説明会資料(PDF: 3,529KB)
- 第3次公募情報(別記1)(令和8年3月13日～令和8年5月20日)
- 第3次公募情報(別記2-1)(令和8年3月13日～令和8年5月20日)

※実施要領別記2-1の事業の応募に当たっての留意事項(必ずご確認ください)

応募申請にあたっては、書類等確認機関から申請書類の事前確認を受ける必要があります。書類等確認機関への確認方法等の詳細については、第3次公募における書類等確認機関による事前確認の方法について(PDF: 493KB) をご覧ください。

(都道府県へ申請する場合は都道府県へお問い合わせください。お問い合わせ先(都道府県)(PDF: 352KB))

書類等確認機関名: 一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会

<全国団体向け(別記2-2及び別記3-1,3-2)>

- 公募情報(別記2-2)(令和7年12月23日～令和8年1月14日) ※本公募は終了しました。
- 公募に係る説明会資料(令和8年1月7日)(PDF: 2,249KB)
- 公募情報(別記3-1及び別記3-2)(令和8年1月21日～令和8年2月26日) ※本公募は終了しました。
- 公募に係る説明会資料(令和8年1月21日)(PDF: 2,249KB)

事業実施計画書記載例

※記載内容の解説も記載されているため、必ず一度ご確認ください。

公募に係るHPはこちら
からご参照ください

(参考2) 申請書類及び添付書類の主な留意事項 1/3

※あくまで留意事項の一部です。申請内容等に応じて必要となる書類が異なりますので、必ず事業実施要領、公募要領及び本事業Q&Aをご参照ください。

別掲1 (推進事業)

申請書類チェックシート (推進事業) 公募用
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 (農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援)

申請書類及び添付書類		添付必須
○共通		
1 別掲2 (応募申請書)		○
2 実施要領別記2-1 様式第1-1号 (事業実施計画書)		○
○推進事業にかかる書類		
3 実施要領別記2-1 様式第1-2号 (推進事業実施計画書)		○
4 事業実施主体の概要がわかる資料 ※事業実施主体が法人及び団体である場合には、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等、事業に取り組む事業者の概要がわかるものを添付する。		○
5 財務資料 ※財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの (原則として過去3か年分の財務三表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書) や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関 (またはそれに準じる組織) の証明があることが望ましい。)		○
6 事業実施体制の分かる資料 ※実施要領別記2-1 様式第1-2号 (推進事業実施計画書) の事業実施体制図を添付により記載を省略する場合は、事業実施に当たっての実施体制がわかるものを添付すること (フロー図など)。		○
7 実施要領別記2-1 様式第1-4号 (事業実施体制に関する資料)		○
8 (スマート農業機械等の導入に取り組む場合) 導入機械の性能がわかるパンフレット等		○

留意事項(様式第1-1号)

- 書類等確認機関からの確認を受けた後、「書類等確認機関の確認」欄へ確認結果が記入された様式が送付されますので、当該様式を含めて申請書類一式を申請先に申請してください。
- 整備事業を実施する等の場合で、共同申請者がいる場合は、当該共同申請者の分も必要です。

留意事項(事業実施主体の概要がわかる資料)

- 個人事業主の場合には、対外的に事業(サービス事業に限らない)の概要を示した資料をこれらに代替して提出してください。
- 新規開業の場合は個人事業の開業届等の提出が必要です。
- これ以外に提出に際しご不明がある場合は、書類等確認機関へあらかじめご相談ください。(任意団体の場合は、Q&A問31もご参照ください。)

留意事項(財務資料)

- 過去3カ年すべてを提出ができない場合は、直近の提出可能な財務資料を提出してください。
- 新規開業等のやむを得ない事情で決算書の用意がない場合は、開業以前での財務状況に加え、開業しようとする事業計画が分かる資料等を代替して提出してください。(詳細はQ&A問38をご確認ください。)
- 直近3年の決算において経常損益が3年連続の赤字となっている、又は直近1年の決算において債務超過となっている場合は、審査において事業の継続性が不採択と審査される恐れがありますので、財務資料以外に事業の継続性を示す根拠を事業実施計画書に記載するとともに根拠を添付してください。

(参考2) 申請書類及び添付書類の主な留意事項 2/3

※あくまで留意事項の一部です。申請内容等に応じて必要となる書類が異なりますので、必ず事業実施要領、公募要領及び本事業Q&Aをご参照ください。

9	(スマート農業機械等の導入を活用する場合)見積書 ※経費の単価の設定根拠が確認できる複数事業者からの見積り(導入台数分・原則3者以上)を添付すること。 交付申請の際には、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下、「入札等」という。)に参加しようとするものに対し、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱(令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知)実施要領別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求める必要があります。	
10	(スマート農業機械等をリース導入する場合)別添1-1号、1-2号(機械リース計画書)	
11	(農業機械専用運搬車を導入する場合)別記2-1様式第1-10号(農業機械専用運搬車導入理由書)	
12	(立上げ・事業拡大の取組を実施する場合)経費使用に関する参考資料 ※経費のうち謝金、人件費、賃金等の支払いを予定している場合は、これらの単価の設定根拠が確認できる資料。なお、人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。	
13	(事業の一部を委託する場合)委託契約書(案)	
14	実施要領別記2-1様式第1-3号(サービス利用者一覧)	○

留意事項(経費使用に関する参考資料)

- ・支出を予定する経費については、原則その算定の根拠となる見積書や料金単価がわかるHPの写し等の資料を添付してください。
- ・人件費や賃金を計上する場合は、人件費単価が分かる資料を別途添付してください(詳細は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」をご参照ください)。

留意事項(見積書)

- ・複数の業者から見積を提出させることにより購入先を選定する場合、原則3者以上の見積書が必要となります。3者以上の見積書の提出が難しい場合には、理由書の提出が必要になります。
- ・50万円未満のアタッチメント、ドローンのバッテリーや充電器等は、トラクターやドローンと一体的に導入する必要性が説明できる場合に限って補助対象となり得ますので、一体的に導入する理由書を提出してください。(詳細はQ&A58、59をご参照ください。)
- ・汎用性の高い機械(例:フォークリフト、バックホー等)は補助対象外です。
- ・見積書で「一式」のような形で内訳が不明にならないようにしてください。なお、納品指導料や組み立て経費等の機械費には該当しない経費は対象になりません。
- ・施設と一体で利用する設置型の機械等は、本事業におけるスマート農業機械等に該当しませんのでご注意ください(「整備事業」であれば補助対象となる可能性があります)

(参考2) 申請書類及び添付書類の主な留意事項 3/3

※あくまで留意事項の一部です。申請内容等に応じて必要となる書類が異なりますので、必ず事業実施要領、公募要領及び本事業Q&Aをご参照ください。

申請書類及び添付書類		添付必須
15	成果目標の及びそれに付随する計画に係る現状値（事業実施前年度）の根拠（現状の受委託契約書等）	○
16	成果目標及びそれに付随する計画に係る目標値の根拠（同意書等）	○
17	審査基準の加算ポイントに係る証拠書類	○
○その他必要な書類		
18	実施要領別記2-1様式第1-5号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート） ※事業実施主体ごとに提出すること。	○
19	別掲1-2（申請書類チェックシート）（本チェックシート）	○
20	その他参考資料 (注1) 整備事業に取り組む場合（共同申請者による取組を含む）は、本様式別添「申請書類チェックシート（整備事業）」を添付すること。 (注2) 申請内容等の確認のため、必要に応じて、農林水産省から追加の資料を求める場合がある。	
・申請書類のファイル形式		
ファイル形式		
申請書類を一式にまとめたPDFファイル ※1：本チェックシートの「申請書類の内容」に掲げる書類の順番にまとめ、ファイル名は「事業者名〇〇_農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援」とすること。 ※2：PDFファイルは、1ファイル当たり7MB以下とするとともに、複数のファイルとなる場合は、ファイル名の「事業者名」を「事業者名・その〇/△（〇は連番、△はまとめたPDFファイル数）」とすること。 ※3：整備事業も併せて応募申請する場合には、別掲1-2別添の申請書類チェックシートにより整備事業に係る申請書類をまとめること。		
2	実施要領別記2-1様式第1-1号（事業実施計画書）について、PDFに変換する前の元ファイル	

留意事項(現状値の根拠)

- ・現状値に係るすべてのサービス事業の利用者との受委託契約書等を提出してください。

留意事項(目標値の根拠)

- ・すべてのサービス事業の利用者の成果目標年度までの「同意書」又は「受委託契約書」を提出してください。
- ・農協等を経由してサービスを実施する場合は、すべての段階(例:申請者と農協等、農協等とすべての利用者)の成果目標年度までの同意書又は受委託契約書を提出してください(本資料のp33、34もご確認ください)。
- ※提出が難しい場合には、書類等確認機関へご相談ください。ただし、成果目標年度のサービス事業の利用者の利用意向が確認できる何らかの資料が必要となります。

留意事項(申請書類チェックシート)

- ・申請書類に過不足がないかご確認をいただき、チェック欄をチェックしてください。
- ・申請書類を一式のPDFをまとめる際はチェックシートの順番としてください。